

(1) 行政区画

1-1 栃木県行政区画図

〔平成26年4月1日現在〕
〔栃木県市町村課〕



(注) 細字の市町村名は、合併等による旧市町村名です。

市町村数の増減状況		
区分	昭和 28. 10. 1 現在市町村数	平成 26. 4. 1 現在市町村数
市	5	14
町	37	12
村	128	—
計	170	26

1-2 市町村の廃置分合及び名称変更

(昭和29年2月～平成26年3月)

(栃木県市町村課)

年 月 日	廃 置 分 合 ・ 名 称 変 更
昭和29. 2. 11	上都賀郡小来川村を廃し、その区域を日光町に編入 上都賀郡日光町を日光市とする
3. 31	芳賀郡祖母井町、南高根沢村及び水橋村を廃し、その区域をもって新たに芳賀町を設置 塩谷郡熟田村を廃し、その区域を分けて北高根沢村及び氏家町に編入 河内郡豊岡村及び上都賀郡落合村を廃し、その区域を今市町に編入 上都賀郡今市町を今市市とする 芳賀郡真岡町、山前村、大内村及び中村を廃し、その区域をもって新たに真岡町を設置 下都賀郡小山町及び大谷村を廃し、その区域をもって新たに小山市を設置 那須郡烏山町、境村、向田村及び七合村を廃し、その区域をもって新たに烏山町を設置 安蘇郡田沼町、野上村及び三好村を廃し、その区域をもって新たに田沼町を設置
4. 1	下都賀郡国分寺村を国分寺小金井町とする
4. 29	下都賀郡国分寺小金井町を国分寺町と変更
5. 3	芳賀郡長沼村、久下田町及び物部村を廃し、その区域をもって新たに二宮町を設置 芳賀郡市羽村及び小貝村を廃し、その区域をもって新たに市貝村を設置
6. 1	那須郡下江川村及び荒川村を廃し、その区域をもって新たに南那須村を設置 芳賀郡益子町、田野村及び七井村を廃し、その区域をもって新たに益子町を設置
7. 1	那須郡馬頭町、武茂村、大内村及び大山田村を廃し、その区域をもって新たに馬頭町を設置
8. 1	芳賀郡茂木町、逆川村、須藤村及び中川村を廃し、その区域をもって新たに茂木町を設置 河内郡平石村を廃し、その区域を宇都宮市に編入 足利郡三重村及び山前村を廃し、その区域を足利市に編入
8. 10	芳賀郡清原村を廃し、その区域を宇都宮市に編入
9. 25	河内郡横川村を廃し、その区域を宇都宮市に編入
9. 30	下都賀郡大宮村、皆川村、吹上村及び寺尾村を廃し、その区域を栃木市に編入
10. 1	鹿沼市、上都賀郡東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村及び北犬飼村を廃し、 その区域をもって新たに鹿沼市を設置 芳賀郡真岡町を真岡市とする 河内郡瑞穂野村を廃し、その区域を宇都宮市に編入
11. 1	河内郡篠井村を廃し、その区域を分けて宇都宮市及び今市市に編入 河内郡城山村、国本村、富屋村及び豊郷村を廃し、その区域を宇都宮市に編入 河内郡大沢村を廃し、その区域を今市市に編入 足利郡北郷村及び名草村を廃し、その区域を足利市に編入
11. 3	下都賀郡壬生町及び稲葉村を廃し、その区域をもって新たに壬生町を設置 下都賀郡石橋町及び姿村を廃し、その区域をもって新たに石橋町を設置 那須郡那須村、芦野町及び伊王野村を廃し、その区域をもって新たに那須町を設置
12. 1	那須郡大田原町、親園村及び金田村を廃し、その区域をもって新たに大田原市を設置
12. 31	那須郡野崎村を廃し、その区域を分けて大田原市及び塩谷郡矢板町に編入
昭和30. 1. 1	塩谷郡矢板町、泉村及び片岡村を廃し、その区域をもって新たに矢板町を設置 足利郡吾妻村を廃し、その区域を佐野市に編入 那須郡黒磯町、鍋掛村、東那須野村及び高林村を廃し、その区域をもって新たに黒磯町を設置
1. 8	上都賀郡栗野町、粕尾村、永野村及び清州村を廃し、その区域をもって新たに栗野町を設置 安蘇郡葛生町、常盤村及び氷室村を廃し、その区域をもって新たに葛生町を設置
2. 11	下都賀郡徳積村、豊田村及び中村を廃し、その区域をもって新たに美田村を設置 那須郡黒羽町、川西町、両郷村及び須賀川村を廃し、その区域をもって新たに黒羽町を設置 那須郡西那須野町及び狩野村を廃し、その区域をもって新たに西那須野町を設置
3. 31	足利郡三和村、小俣町及び葉鹿町を廃し、その区域をもって新たに坂西町を設置 足利郡御厨町、筑波村、久野村及び梁田村を廃し、その区域をもって新たに御厨町を設置 下都賀郡藤岡町、部屋村、赤麻村及び三鴨村を廃し、その区域をもって新たに藤岡町を設置 安蘇郡赤見町を廃し、その区域を佐野市に編入
4. 1	河内郡古里村及び田原村を廃し、その区域をもって新たに河内村を設置 塩谷郡喜連川町及び那須郡上江川村を廃し、その区域をもって新たに喜連川町を設置 下都賀郡赤津村及び家中村を廃し、その区域をもって新たに都賀村を設置 河内郡羽黒村及び絹島村を廃し、その区域をもって新たに上河内村を設置 河内郡姿川村及び雀宮町を廃し、その区域を宇都宮市に編入
4. 25	下都賀郡間々田町及び生井村を廃し、その区域をもって新たに間々田町を設置
4. 27	上都賀郡西方村及び真名子村を廃し、その区域をもって新たに西方村を設置
4. 29	河内郡吉田村及び薬師寺村を廃し、その区域をもって新たに南河内村を設置 河内郡上三川町、本郷村及び明治村を廃し、その区域をもって新たに上三川町を設置
5. 5	塩谷郡三依村を廃し、その区域を同郡藤原町に編入

1-2 市町村の廃置分合及び名称変更 (続)
(昭和29年2月～平成26年3月)

(栃木県市町村課)

年 月 日	廃 置 分 合 ・ 名 称 変 更
昭和30. 7. 28	下都賀郡南犬飼村を廃し、その区域を同郡壬生町に編入 上都賀郡南摩村を廃し、その区域を鹿沼市に編入
8. 10	上都賀郡南押原村を廃し、その区域を鹿沼市に編入
11. 5	那須郡佐久山町を廃し、その区域を大田原市に編入
昭和31. 9. 1	塩谷郡塩原町及び箒根村を廃し、その区域をもって新たに塩原町を設置
9. 30	下都賀郡岩舟村、小野寺村及び静和村を廃し、その区域をもって新たに岩舟村を設置 下都賀郡寒川村を廃し、その区域を間々田町に編入 下都賀郡桑村及び絹村を廃し、その区域をもって新たに桑絹村を設置 安蘇郡新合村及び飛駒村を廃し、その区域を同郡田沼町に編入 下都賀郡瑞穂村、水代村及び富山村を廃し、その区域をもって新たに大平村を設置
昭和32. 3. 31	下都賀郡国府村を廃し、その区域を栃木市に編入 塩谷郡船生村、大宮村及び玉生村を廃し、その区域をもって新たに塩谷村を設置
昭和33. 4. 1	塩谷郡北高根沢村及び阿久津町を廃し、その区域をもって新たに高根沢町を設置
11. 1	塩谷郡矢板町を矢板市とする
昭和34. 1. 1	足利郡菱村を廃し、その区域を群馬県桐生市に編入
4. 1	足利郡富田村を廃し、その区域を足利市に編入
昭和36. 7. 1	下都賀郡桑絹村を桑絹町とする
11. 3	下都賀郡大平村を大平町とする
昭和37. 4. 1	下都賀郡岩舟村を岩舟町とする
10. 1	足利郡御厨町及び坂西町を廃し、その区域を足利市に編入
昭和38. 1. 1	下都賀郡野木村を野木町とする
4. 18	下都賀郡間々田町及び美田村を廃し、その区域を小山市に編入
11. 3	下都賀郡都賀村を都賀町とする
昭和40. 2. 11	塩谷郡塩谷村を塩谷町とする
9. 30	下都賀郡桑絹町を廃し、その区域を小山市に編入
昭和41. 4. 1	河内郡河内村を河内町とする
昭和45. 11. 1	那須郡黒磯町を黒磯市とする
昭和46. 4. 1	河内郡南河内村を南河内町とする
9. 1	那須郡南那須村を南那須町とする
昭和47. 1. 1	芳賀郡市貝村を市貝町とする
昭和57. 4. 1	塩谷郡塩原町を那須郡に編入 (郡界変更)
平成6. 7. 1	河内郡上河内村を上河内町とする
10. 1	上都賀郡西方村を西方町とする
平成17. 1. 1	黒磯市、那須郡西那須野町及び塩原町を廃し、その区域をもって新たに那須塩原市を設置
2. 28	佐野市、安蘇郡田沼町及び葛生町を廃し、その区域をもって新たに佐野市を設置
3. 28	塩谷郡氏家町及び喜連川町を廃し、その区域をもって新たにさくら市を設置
10. 1	那須郡湯津上村及び黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入 那須郡南那須町及び鳥山町を廃し、その区域をもって新たに那須烏山市を設置 那須郡馬頭町及び小川町を廃し、その区域をもって新たに那珂川町を設置
平成18. 1. 1	上都賀郡栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入
1. 10	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町及び国分寺町を廃し、その区域をもって新たに下野市を設置
3. 20	日光市、今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって新たに日光市を設置
平成19. 3. 31	河内郡上河内町及び河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入
平成21. 3. 23	芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入
平成22. 3. 29	栃木市、下都賀郡大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新たに栃木市を設置
平成23. 10. 1	上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入
平成25. 8. 23	H26. 4. 5 下都賀郡岩舟町を廃し、その区域を栃木市に編入する旨の総務大臣告示

4 行政區画

1-3 市町村合併状況
(昭和29年2月～平成26年3月)

(栃木県市町村課)

市町村	施行 年月日	合併 形式	関係市町村	市町村	施行 年月日	合併 形式	関係市町村
宇都宮市	S29. 8. 1	編入	平石村	大田原市	S29. 12. 1	合体	大田原町、親園村、金田村 (市制施行)
	S29. 8. 10	〃	清原村				
	S29. 9. 25	〃	横川村	S29. 12. 31	編入		野崎村の一部
	S29. 10. 1	〃	瑞穂野村	S30. 11. 5	〃		佐久山町
	S29. 11. 1	〃	篠井村の一部、城山村、国本村、 富屋村、豊郷村	H17. 10. 1	〃		湯津上村、黒羽町
	S30. 4. 1	〃	姿川村、雀宮町	矢板市	S29. 12. 31	編入	野崎村の一部を矢板町へ
	H19. 3. 31	〃	上河内町、河内町	S30. 1. 1	合体		矢板町、泉村、片岡村 (町制施行)
足利市	S29. 8. 1	〃	三重村、山前村	S33. 11. 1			(市制施行)
	S29. 11. 1	〃	北郷村、名草村	那須塩原市	H17. 1. 1	合体	黒磯市、西那須野町、塩原町 (市制施行)
	S34. 4. 1	〃	富田村	さくら市	H17. 3. 28	合体	氏家町、喜連川町 (市制施行)
	S37. 10. 1	〃	御厨町、坂西町	那須烏山市	H17. 10. 1	〃	南那須町、烏山町 (市制施行)
栃木市	H22. 3. 29	合体	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町 (市制施行)	下野市	H18. 1. 10	〃	南河内町、石橋町、国分寺町 (市制施行)
	H23. 10. 1	編入	西方町	上三川町	S30. 4. 29	〃	上三川町、本郷村、明治村 (町制施行)
佐野市	H17. 2. 28	合体	佐野市、田沼町、葛生町 (市制施行)	益子町	S29. 6. 1	〃	益子町、田野村、七井村 (町制施行)
鹿沼市	S29. 10. 1	〃	鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村 北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬 飼村 (市制施行)	茂木町	S29. 8. 1	〃	茂木町、逆川村、須藤村、中川村 (町制施行)
	S30. 7. 28	編入	南摩村	市貝町	S29. 5. 3	〃	市羽村、小貝村 (町制施行)
	S30. 8. 10	〃	南押原村	S47. 1. 1			
	H18. 1. 1	〃	栗野町	芳賀町	S29. 3. 31	〃	祖母井町、南高根沢村、水橋村 (町制施行)
日光市	H18. 3. 20	合体	日光市、今市市、足尾町、栗山村、 藤原町 (市制施行)	壬生町	S29. 11. 3	〃	壬生町、稲葉村 (町制施行)
小山市	S29. 3. 31	〃	小山町、大谷村 (市制施行)	S30. 7. 28	編入		南犬飼村 (町制施行)
	S38. 4. 18	編入	間々田町、美田村	野木町	S38. 1. 1		
	S40. 9. 30	〃	桑絹町	岩舟町	S31. 9. 30	合体	岩舟村、小野寺村、静和村 (町制施行)
真岡市	S29. 3. 31	合体	真岡町、山前村、大内村、中村 (町制施行)	S37. 4. 1			
	S29. 10. 1		(市制施行)	塩谷町	S32. 3. 31	〃	船生村、玉生村、大宮村 (町制施行)
	H21. 3. 23	編入	二宮町	S40. 2. 11			
				高根沢町	S33. 4. 1	〃	北高根沢村、阿久津町 (町制施行)
				那須町	S29. 11. 3	〃	那須村、芦野町、伊王野村 (町制施行)
				那珂川町	H17. 10. 1	〃	馬頭町、小川町 (町制施行)